

平成28年(ワ)289号等 伊方原発運転差止等請求事件

原告 [REDACTED] 外

被告 四国電力株式会社

準備書面25

広島地方裁判所 民事第2部 御中

令和元年5月10日

原告ら訴訟代理人弁護士	能	勢	顯	男
同	弁護士	胡	田	敢
同	弁護士	前	川	哲 明
同	弁護士	竹	森	雅 泰
同	弁護士	松	岡	幸 輝
同	弁護士	橋	本	貴 司
同	弁護士	村	上	朋 矢
		(但し、1281号事件のみ)		
同	弁護士	河	合	弘 之
				外

本書面は、被告に対し、緊急事態に対する管理体制についての釈明を求めるものである。

原告ら準備書面18で主張したとおり、福島事故では、「午後6時18分ころ、ICが作動していないことが確認された時、当直長は、制御盤のレバーで弁を開くよう指示し、運転員のレバー操作によって弁が開かれ、ランプは赤色となり、ICは起動し、免震棟にも知らされた。しかし、当直長は、ブタの鼻からの蒸気は、最初勢いよく出たものの、ほどなく見えなくなったことを聞き、ICのタンク内の冷却水が減り、蒸気の発生が少なくなったと考え、空焚きになって配管が破損することを恐れ、弁を閉じるよう指示し、ICは再び停止した。ところが、この情報は、免震棟には伝わっていなかった。弁を閉じるという決断も、免震棟の指示なしで行われた。」ということである。所長の吉田は、「当直長らIFの者は自分でやろうとし過ぎた。私は猛烈に反省している。何回も自分が確認するべきだった。」と後悔の念を吐露していたのである。

福島原発において、ICは非常時に冷却機能を維持できるかどうかの要の手段であったから、ICの弁を閉じるかどうかは、その後の事故の行方を大きく左右することであり、それは国土を放射性物質で荒廃させるかどうかの瀬戸際の判断であった。したがって、当直長一人の判断で決めるべきでないことは明らかである。ところが、当直長は所長にさえ相談しないまま、閉じることを指示したのである。やや大げさに言えば、日本の将来を左右することを当直長一人が判断したということである。このような、あってはならないことが起こるのが、緊急時の怖さである。吉田所長が悔やんでも悔やみきれないほどの思いを抱いたのは当然であろう。

伊方原発においても、このような轍を踏むようなことがあってはならず、

被告も、福島事故の詳細を知悉しているものと考えられるから、この点に異論はないであろう。そして、このような轍を踏まないためには、伊方原発においても、どのような緊急事態が発生するかが十分に検討され、その想定される緊急事態に、誰がどのようなことを決断するのかという体制が整備、確立されていなければならない。そこで、原告らは、被告に対し、この点についてどのような検討、整備がなされているかを明らかにすることを求める。